

令和7年度 豊田市立駒場小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

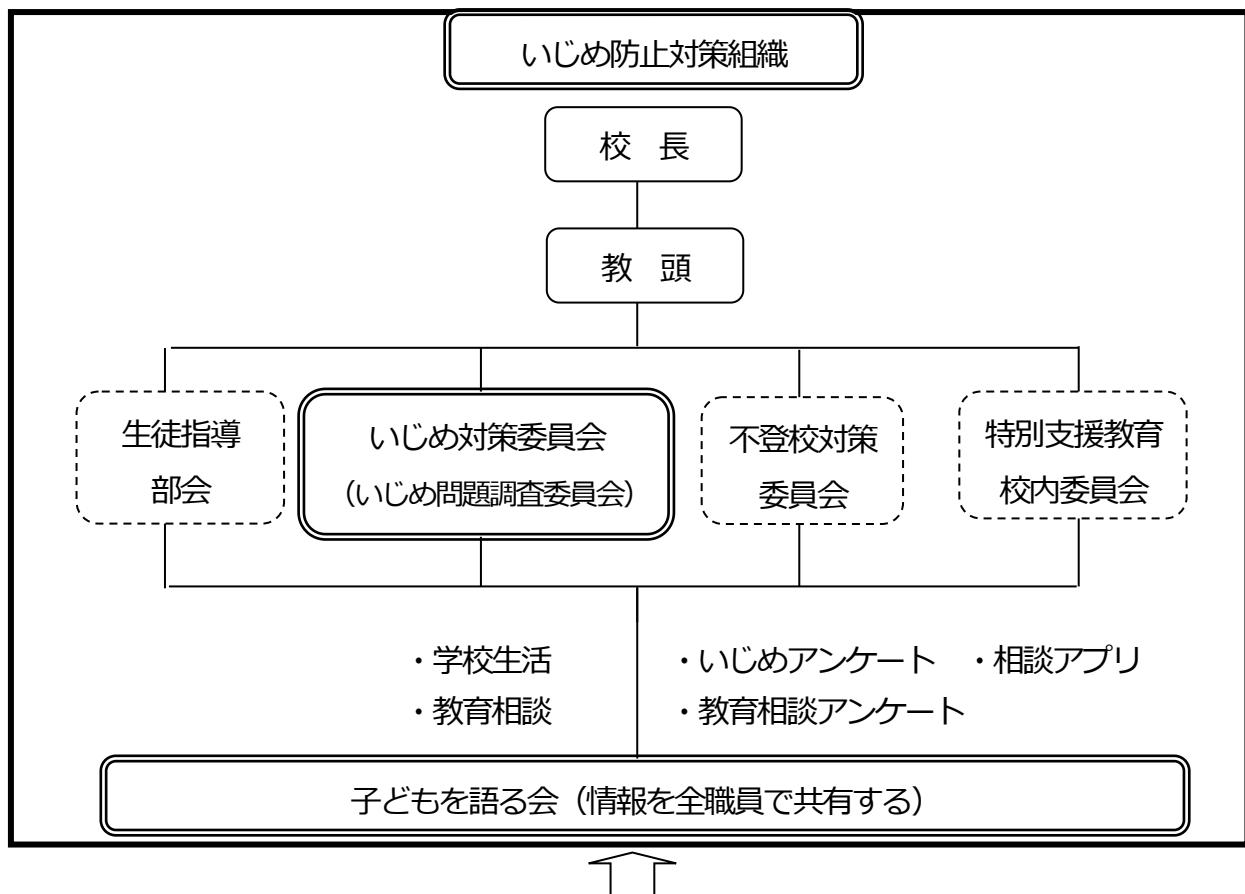
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、思いやりの心や自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



外部の専門家、関係機関との連携 (パルクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察・スクールロイヤー機能 等)

校長、教頭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、教育相談コーディネーター等で構成し、必要に応じて、担任等を加える。その他の外部専門家、関係機関とも連携を図り、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにする。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育談アンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校だよりやホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況や学校評価結果等を積極的に発信する。
 - ・児童に対しては、集会等でいじめの撲滅や不安、悩み解消の手立て等の対応を示し、説明する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果についてパレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ対応相談票」を作成し、提出する。
 - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を行う。
 - ・いじめの解消の判断をする。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員

<教職員>

- 校長 教頭 教育相談コーディネーター 教務主任
- 校務主任 教育相談主任 生徒指導主任
- 学年主任（担任） 養護教諭 スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー等

※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える場合あり

- 主任児童委員 学校運営協議会委員 PTA 代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、月1回「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月「子どもを語る会」「いじめ対策委員会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 日々の生活の中で、児童の活動や努力を認めながら、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ すべての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- カ なかよし遊びやなかよし遠足といった縦割り活動を通して、人とのかかわりやそれぞれの役割を果たす経験ができるようにする。
- キ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすように学校全体で指導する。
- ク 児童自らいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめ・教育相談アンケートそれにかかわる教育相談を毎月に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめに該当するか否かを調べる。
 - ・いじめの早期発見のために、各アンケートや教育相談からつかんだ出た事例についてはいじめ対策委員会で、全教員に周知し対策を話し合う。（毎月1回）
 - ・「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。
 - ・いじめを含む、生活に関する相談アンケート（個別・一斉・記名）を児童と保護者に実施し教育相談を行う。
 - ・心配される児童の様子を教員間で情報共有する子どもを語る会（全職員）を月に1回実施し、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。※いじめ対策委員会と同じ日に実施する。その際に、「教職員チェックシート」を活用し、学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

- ・Hyper-QUの結果をもとに、個に応じた対応や人間関係作りなど学級運営に生かし、いじめの早期発見にも生かしていく。

- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 「いじめのサイン発見チェックシート」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職への報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。
- エ いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）や事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ 対応が困難な場合などは、パリクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク いじめを行った児童には、毅然とした姿勢で対応にあたるとともに、他人を傷つけてしまう背景をさぐり、改善するため、保護者とよく相談をしたうえで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して心を育む指導や支援にあたる。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名喰棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめが止んだと判断する目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在はいじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。その後、重大事態となつた場合、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ね

る)」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組の計画

- (1) いじめ防止に関する校内研修を行い、児童の実態や状況に応じ随時計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載し、保護者や地域へ周知する。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) いじめアンケートを毎月実施する。(20日頃)
- (5) 毎月実施するいじめ・教育相談アンケート(5月・11月)をもとに、教育相談を行う。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるように努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめの重大事態に対する平時からの備え」を年2回(6月・10月)、「保護者アンケート」を年1回(11月)に実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

いじめの防止に関する校内研修(OJT研修)を年1回計画し、児童理解やいじめ防止等に関する教職員の資質向上に努める。

〈年間計画〉

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓	<ul style="list-style-type: none">○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認○教育相談活動計画の提案○いじめ対策委員会○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の確認	<ul style="list-style-type: none">○相談室やSCの児童、保護者への周知○学級開き、学年開き○保健指導(心と体の成長)○子どもを語る会○ハローウィーク(教育相談)の実施	<ul style="list-style-type: none">○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知(学校便り)○身体測定○いじめ・教育相談アンケート	<ul style="list-style-type: none">○個別懇談会○学校HP等で「学校いじめ基本防止方針」の説明
5月		<ul style="list-style-type: none">○いじめ対策委員会○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の確認	<ul style="list-style-type: none">○子どもを語る会○「なかよし活動」(異年齢集団活動)	<ul style="list-style-type: none">○いじめ・教育相談アンケート	<ul style="list-style-type: none">○学校公開○学校運営協議会での学校の取り組み説明
6月		<ul style="list-style-type: none">○いじめ対策委員会	<ul style="list-style-type: none">○「なかよし遠足」(異学年交流)○hyper-QU実施○子どもを語る会	<ul style="list-style-type: none">○「いじめ・教育相談アンケート」○教育相談週間	<ul style="list-style-type: none">○学校公開○PTA学校保健委員会
7		<ul style="list-style-type: none">○いじめ対策委員会	<ul style="list-style-type: none">○子どもを語る会	<ul style="list-style-type: none">○いじめ・教育相談アン	<ul style="list-style-type: none">○個別懇談会

月		○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート、いじめの重大事態に対する平時からの備え」の実施→検証 ○hyper-QU ブロック別研修		ケート	
8月	C ↓ A	○いじめ対策委員会 ○現職教育「いじめ対応」	○子どもを語る会		
9月	P ↓ D	○いじめ対策委員会	○子どもを語る会	○身体測定 ○いじめ・教育相談アンケート	○
10月	C ↓ A	○いじめ対策委員会 ○中間評価→検証 ○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の確認	○情報モラル指導 ○子どもを語る会 ○異学年交流	○いじめ・教育相談アンケート	
11月	P ↓ D	○いじめ対策委員会 ○現職教育「hyper-QU を生かした学級運営」	○子どもを語る会 ○Hyper QU 実施 ○福祉実践教室	○いじめアンケート ○教育相談周間	○保護者への学校評価アンケート
12月	C ↓ A	○いじめ対策委員会 ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート、いじめの重大事態に対する平時からの備え」の実施→検証	○人権周間（いじめ防止の標語づくり） ○子どもを語る会 ○赤い羽根募金活動	○「いじめ・教育相談アンケート」	
1月	P ↓ D	○いじめ対策委員会 ○全教職員による「学校自己評価」の実施→検証	○保健指導（命の大切さ） ○子どもを語る会 ○保健指導	○身体測定 ○いじめ・教育相談アンケート	○学校評価結果を検証
2月	C ↓ A	○いじめ対策委員会	○子どもを語る会 ○6年生を送る会	○いじめ・教育相談アンケート	○学校運営競技会で学校評価結果の分析、協議
3月	P ↓ D	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○いじめ対策委員会	○子どもを語る会	○文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 ○いじめ・教育相談アンケート	
通年		○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会・いじめ対策委員会） ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT）	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○権利学習プログラム	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○相談アプリの活用	○あいさつ運動（前後期各1回） ○防犯パトロール